明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一三九）　一
○健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（**同**一四〇）　四

〔規　則〕
○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則（**国家公安委**八）　三

〔告　示〕
○令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を指定する件（**文部科学**一四七）　三三
○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（**厚生労働**二一〇）　二九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
令和二年度外務省共済組合の決算、税理士登録者関係　七〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　七二
会社その他
会社決算公告　七五

省　令

○厚生労働省令第百三十九号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項及び第四項並びに第四十七条第一項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月十三日

厚生労働大臣　田村　憲久